

戸田市情報公開条例施行規則

平成11年3月30日

規則第12号

改正 平成11年7月12日規則第37号

平成13年3月9日規則第13号

平成17年3月31日規則第18号

平成18年3月31日規則第15号

平成28年3月30日規則第14号

平成29年6月26日規則第29号

平成31年3月29日規則第17号

令和元年7月30日規則第10号

令和3年3月31日規則第18号

令和5年3月31日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、戸田市情報公開条例（平成11年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、市長が管理する行政文書の公開について必要な事項を定めるものとする。

(請求書の提出)

第2条 条例第6条第1項の規定による書面の提出は、情報公開請求書（第1号様式）により行うものとする。

(請求に対する決定等の通知)

第3条 条例第12条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の内容に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により、速やかに行うものとする。

(1) 行政文書を公開する旨の決定 情報公開決定通知書（第2号様式）

(2) 行政文書の一部を公開する旨の決定 情報部分公開決定通知書（第3号様式）

(3) 行政文書を公開しない旨の決定 情報非公開等（非公開・存否不回答・不存在・その他）決定通知書（第4号様式）

2 条例第12条第2項の規定による通知は、情報公開決定等期間延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

3 条例第12条第4項の規定による通知は、情報公開決定等期間特例延長通

知書（第6号様式）により行うものとする。

（第三者の保護に関する手続）

第4条 市長は、条例第13条第1項の規定により第三者から意見を聴くときは意見照会書（条例第13条第1項該当）（第7号様式）により、同条第2項の規定により第三者から意見を聴くときは意見照会書（条例第13条第2項該当）（第8号様式）により、当該第三者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、市長は、意見照会書により通知する必要がないと認めるときは、口頭により通知することができる。

2 前項の規定による通知を受けた第三者が意見を述べるときは、口頭又は意見回答書（第9号様式）により行うものとする。

3 条例第13条第3項の規定による通知は、意見照会結果通知書（第10号様式）により行うものとする。

（事案の移送に関する手続）

第5条 条例第12条の2の規定による通知は、情報公開請求事案移送通知書（第11号様式）により行うものとする。

（公開の方法）

第6条 条例第14条で定める公開の方法は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、当該各号に定める方法により公開することができないときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書及び図画（以下この項及び別表において「文書等」という。） 次に掲げるいずれかの方法

ア 閲覧又は写しの交付

イ 文書等を用紙に複写したものの内容を情報として記録した光ディスクの交付又は文書等を用紙に複写したものの内容を情報として記録した電磁的記録の送信（電磁的記録に記録された情報を電子メールにより送信することをいう。以下この項及び別表において同じ。）。ただし、市長が使用する電子計算機で利用できる形式のものに限る。

(2) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複製したものの交付

(3) 電磁的記録（前号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を日本産

業規格A列3番以内の大きさの用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、当該出力したものの内容を情報として記録した光ディスクの交付又は当該出力したものの内容を情報として記録した電磁的記録の送信（市長が使用する電子計算機で利用できる形式のものに限る。）であって市長がその保有するプログラムにより行うことができるもの

（行政文書の写しの交付等に要する費用）

第7条 条例第15条の規定による行政文書の写し若しくはその複製の作成又はこれらの送付に要する費用は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（行政文書の写し等の送付に要する費用の納付の方法）

第8条 前条の規定による行政文書の写し等の送付に要する費用の納付は、次に掲げる方法とする。

- (1) 郵便切手を提出する方法
- (2) 現金により納付する方法
- (3) 前2号の他市長が適当と認める方法

（行政文書の任意的な公開の手続）

第9条 条例第15条の2の規定による申出は、行政文書の公開の申出書（第12号様式）により行うものとし、公開の手続に当たっては前3条の規定を準用する。

2 前項の申出に対する回答は、行政文書の公開の申出に係る回答書（第13号様式）により行うものとする。

（審査請求に係る諮問等）

第10条 条例第17条第1項の規定による諮問は、情報公開等決定審査請求事案諮問書（第14号様式）により行うものとする。

2 条例第17条第3項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（第15号様式）により行うものとする。

（実施状況の公表）

第11条 条例第21条第1項の規定による実施状況の公表は、告示又は広報により行うものとする。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年規則第 37 号）

この規則は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 13 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 18 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 15 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 14 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年規則第 17 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）附則第 1 条本文の政令で定める日から施行する。

附 則（令和元年規則第 10 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

（戸田市個人情報保護審査会規則等の廃止）

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 戸田市個人情報保護審査会規則（平成 11 年規則第 16 号）

(2) 戸田市個人情報保護運営審議会規則（平成 11 年規則第 17 号）

附 則（令和 3 年規則第 18 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 6 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則（令和 5 年規則第 14 号）

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の第 7 号様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

別表 (第 7 条関係)

文書等

区分	金額
1 日本産業規格 A 列 3 番以内の白黒コピー	1 枚 1 0 円
2 日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの白黒コピー	1 枚 3 0 円
3 日本産業規格 A 列 3 番以内のカラーコピー	1 枚 5 0 円
4 日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさのカラーコピー	実費相当額
5 業務委託により外部に複写等を委託するもの	実費相当額
6 文書等を用紙に複写したものの内容を情報として記録した光ディスク (4 . 7 ギガバイト以下のもの)	次に掲げる額を合算した額 (1) 当該複写した文書等 1 枚につき 1 から 4 までに定める複写の区分に応じて定める金額を乗じて得た額 (2) 光ディスク 1 枚につき 1 0 0 円
7 文書等を用紙に複写したものの内容を情報として記録した光ディスク (4 . 7 ギガバイトを超えるもの)	次に掲げる額を合算した額 (1) 当該複写した文書等 1 枚につき 1 から 4 までに定める複写の区分に応じて定める金額を乗じて得た額 (2) 光ディスク 1 枚につき実費相当額
8 文書等を用紙に複写したものの内容を情報として記録した電磁的記録の送信	当該複写した文書等 1 枚につき 1 から 4 までに定める複写の区分に応じて定める金額を乗じて得た額

9 写し等の送付に要する費用	郵便料の額
----------------	-------

電磁的記録

区分	金額
1 日本産業規格A列3番以内の用紙に白黒出力	1枚 10円
2 日本産業規格A列3番以内の用紙にカラー出力	1枚 50円
3 業務委託により外部に複写等を委託するもの	実費相当額
4 録音テープ、ビデオテープ等	実費相当額
5 日本産業規格A列3番以内の大きさの用紙に出力したものの内容を情報として記録した光ディスク(4.7ギガバイト以下のもの)	次に掲げる額を合算した額 (1) 電磁的記録を出力した当該用紙に1枚につき1及び2に定める出力の区分に応じて定める金額を乗じて得た額 (2) 光ディスク1枚につき100円
6 日本産業規格A列3番以内の大きさの用紙に出力したものの内容を情報として記録した光ディスク(4.7ギガバイトを超えるのもの)	次に掲げる額を合算した額 (1) 電磁的記録を出力した当該用紙に1枚につき1及び2に定める出力の区分に応じて定める金額を乗じて得た額 (2) 光ディスク1枚につき実費相当額
7 日本産業規格A列3番以内の大きさの用紙に複写したものの内容を情報として記録した電磁的記録の送信	電磁的記録を出力した当該用紙に1枚につき1及び2に定める出力の区分に応じて定める金額を乗じて得た額
8 その他複写等にかかるもの	実費相当額
9 写し等の送付に要する費用	郵便料の額

第1号様式(第2条関係)

<p>情 報 公 開 請 求 書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(宛先) 戸田市長</p>	
<p style="text-align: right;">請求者</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">電 話 _____</p> <p style="text-align: right;">〔法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕</p>	
<p>戸田市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の公開を請求します。</p>	
<p>件名又は内容</p>	<p>(公開請求する行政文書が特定できるよう行政文書の名称が行政文書の内容を具体的に記入してください。)</p>
<p>請求者の区分</p>	<p><input type="checkbox"/>市内に住所を有する者</p> <p><input type="checkbox"/>市内に事業所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</p> <p><input type="checkbox"/>市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 (名称及び所在地)</p> <p><input type="checkbox"/>市内に所在する学校に在学する者 (名称及び所在地)</p> <p><input type="checkbox"/>上記に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの 〔利害関係の内容〕</p>
<p>公開方法の区分</p>	<p><input type="checkbox"/>閲覧 <input type="checkbox"/>視聴 <input type="checkbox"/>写し等の交付(<input type="checkbox"/>紙 <input type="checkbox"/>光ディスク <input type="checkbox"/>電子メール) <input type="checkbox"/>郵送希望</p> <p>※電子メール希望の場合はメールアドレスを以下に記載 (メールアドレス: _____)</p>
<p>担 当 部 課</p>	<p>名 称 _____</p> <p>電 話 _____ 内線(_____) F A X _____</p>
<p>受 付</p>	<p>受付番号 _____ 受付日 _____ 年 月 日</p>
<p>回 答 期 限</p>	<p>_____ 年 月 日 受付印 _____</p>
<p>備 考</p>	<p>_____</p>

(注)・太線の枠内を記入してください。□のある欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

第2号様式(第3条関係)

情報公開決定通知書	
様	第 年 月 日 戸田市長 氏 名 印
年 月 日付で公開請求のあった行政文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、戸田市情報公開条例第12条第1項の規定により通知します。	
件名又は内容	
公開する行政文書の名称	
公開方法の区分	
公開日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
公開場所	場所 戸田市役所3階情報公開コーナー (総務部行政管理課) 住所 戸田市上戸田1丁目18番1号 電話 内線()
担当部課	名称 電話 内線() F A X
費用	円
	[内訳]
備考	

- (注) 1 行政文書の公開を受けるときは、この通知書を担当者に提示してください。
 2 行政文書の公開の当日都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、総務部行政管理課まで連絡してください。
 3 行政文書の写し若しくはその複製の作成又はこれらの送付に要する費用は、実費となります。

第3号様式(第3条関係)

(表面)

情報部分公開決定通知書	
様	第 年 月 日 号
戸田市長 氏 名 印	
年 月 日付で公開請求のあった行政文書については、次のとおり行政文書の一部を公開することと決定しましたので、戸田市情報公開条例第12条第1項の規定により通知します。	
件名又は内容	
公開する行政文書の名称	
公開方法の区分	
公開日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
公開場所	場 所 戸田市役所3階情報公開コーナー (総務部行政管理課) 住 所 戸田市上戸田1丁目18番1号 電 話 内線()
担当部課	名 称 電 話 内線() F A X
公開することができない部分及び理由	(根拠)戸田市情報公開条例第 条第 号に該当 (部分) (理由)
※行政文書を公開することができるようになる時期	年 月 日以後であれば、請求に係る行政文書の(全部・一部)を公開することができますので、同日以後に改めて公開の請求をしてください。
費用	円
	[内訳]
備考	

(裏面)

- (注) 1 行政文書の公開を受けるときは、この通知書を担当者に提示してください。
- 2 行政文書の公開の当日都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、総務部行政管理課まで連絡してください。
- 3 行政文書の写し若しくはその複製の作成又はこれらの送付に要する費用は、実費となります。
- 4 ※印欄は、当該行政文書の公開をすることができない理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。
- 5 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、戸田市長に対して審査請求をすることができます。
- ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日(翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以外に、戸田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において戸田市を代表する者は、戸田市長です。
- ただし、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式(第3条関係)

情報非公開等(非公開・存否不回答・ 不存在・その他)決定通知書	
様	第 年 月 日 戸田市長 氏名 印
年 月 日付けで公開請求のあった行政文書については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、戸田市情報公開条例第12条第1項の規定により通知します。	
件名又は内容	
行政文書の名称	
公開することができない理由	<input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 存否不回答 <input type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> その他 (根拠) 戸田市情報公開条例第 条第 号に該当 (理由)
※行政文書を公開することができるようになる時期	年 月 日以後であれば、請求に係る行政文書の(全部・一部)を公開することができますので、同日以後に改めて公開の請求をしてください。
担当部課	名称 電話 FAX 内線()
備考	

- (注) 1 ※印欄は、当該行政文書の公開をすることができない理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、戸田市長に対して審査請求をすることができます。
- ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、戸田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において戸田市を代表する者は、戸田市長です。
- ただし、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第5号様式(第3条関係)

<p>情報公開決定等期間延長通知書</p>	
<p>様</p>	<p>第 年 月 日</p>
<p>戸田市長 氏 名 印</p>	
<p>年 月 日付で公開請求のあった行政文書については、戸田市情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。なお、公開の可否の決定をしたときは、速やかに、通知します。</p>	
<p>件名又は内容</p>	
<p>公開方法の区分</p>	
<p>公開請求に対する決定に係る延長日数</p>	<p>日(公開決定等期限 年 月 日)</p>
<p>延長する理由</p>	
<p>担 当 部 課</p>	<p>名 称 電 話 F A X</p> <p style="text-align: right;">内線()</p>
<p>備 考</p>	

第6号様式(第3条関係)

情報公開決定等期間特例延長通知書	
様	第 年 月 日 戸田市長 氏 名 印
年 月 日付けで公開請求のあった行政文書については、戸田市情報公開条例第12条第4項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。	
件名又は内容	
条例第12条第4項を適用する理由	
残りの行政文書について、公開決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について公開決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに公開決定等を行う予定です。) 年 月 日
担当部課	名称 電話 FAX 内線()
備 考	

第7号様式(第4条関係)

意見照会書(条例第13条第1項該当)	
様	第 年 月 日
	戸田市長 氏 名 印
<p>戸田市情報公開条例第6条第1項の規定により、公開請求があった行政文書に、あなたに関する情報が記録されています。</p> <p>つきましては、同条例第13条第1項の規定により、当該行政文書を公開することについて、あなたのご意見をお聴きしたいので、通知いたします。</p> <p>なお、意見書を提出される場合は、同封した「意見回答書」によりご回答をお願いします。</p>	
件名及び記録されているあなたの情報の内容	(件名) (内容)
公開請求日	年 月 日
送付先 (担当部課)	名 称 住 所 電 話 F A X 内線()
提出期限	年 月 日
備 考	

- (注) 1 この意見聴取は、戸田市長が適正な判断を行うための参考とするものであり、公開についての拒否権を与えるものではありません。
- 2 期限までに回答のない場合は、戸田市情報公開条例の趣旨に沿って公開又は公開しない決定をします。

第8号様式(第4条関係)

意見照会書(条例第13条第2項該当)	
様	第 年 月 日
	戸田市長 氏 名 印
<p>戸田市情報公開条例第6条第1項の規定により、公開請求があった行政文書に、あなたに関する情報が記録されています。</p> <p>つきましては、同条例第13条第2項の規定により、当該行政文書を公開することについて、あなたのご意見をお聴きしたいので、通知いたします。</p> <p>なお、意見書を提出される場合は、同封した「意見回答書」によりご回答をお願いします。</p>	
件名及び記録されているあなたの情報の内容	(件名) (内容)
公開請求日	年 月 日
条例第13条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
送付先 (担当部課)	名 称 住 所 電 話 F A X 内線()
提出期限	年 月 日()
備 考	

- (注) 1 この意見聴取は、戸田市長が適正な判断を行うための参考とするものであり、公開についての拒否権を与えるものではありません。
- 2 期限までに回答のない場合は、戸田市情報公開条例の趣旨に沿って公開又は公開しない決定をします。

第9号様式(第4条関係)

意見回答書

年 月 日

(宛先)
戸田市長

住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

〔法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

年 月 日付で照会のあったことについて、次のとおり回答します。

件名及び情報の内容	
意見 ※公開されることにより不利益となることが予測される場合は、その内容をできるだけ具体的に記入してください。	<input type="checkbox"/> 情報公開されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 情報公開されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
備 考	

第10号様式(第4条関係)

意見照会結果通知書	
様	第 年 月 日 戸田市長 氏 名 印
年 月 日に意見を聴取しましたあなたに関する情報が記録されている行政文書の公開請求については、次のとおり公開決定したので、戸田市情報公開条例第13条第3項の規定により通知します。	
件名及び記録されているあなたの情報の内容	
公開決定の内容	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 時限公開(公開できる時期 年 月 日以後) (決定理由)
公開の実施日	年 月 日
担当部課	名称 電話 F A X 内線()
備考	

(注)この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、戸田市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、戸田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において戸田市を代表する者は、戸田市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第11号様式(第5条関係)

<p>情報公開請求事案移送通知書</p>	
<p>様</p>	<p>年 月 日</p>
<p>戸田市長 氏 名 印</p>	
<p>年 月 日付けで請求のあった情報公開請求の事案については、戸田市情報公開条例第12条の2の規定により、以下のとおり移送したので通知します。なお、情報公開決定等は、以下の移送先の実施機関において行われます。</p>	
<p>情報公開請求の 件名又は内容</p>	
<p>移送をした日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>移 送 理 由</p>	
<p>移 送 先 の 関 実 施 機 関</p>	<p>名 称 担当部課 電 話 F A X</p> <p style="text-align: right;">内線()</p>

第12号様式(第9条関係)

行政文書の公開の申出書			
年 月 日			
(宛先) 戸田市長			
請求者 住 所 _____ 氏 名 _____ 電 話 _____ (法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)			
戸田市情報公開条例第15条の2の規定により、次のとおり行政文書の公開を申出します。			
件名又は内容	(行政文書が特定できるよう行政文書の名称が行政文書の内容を具体的に記入してください。)		
公開方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付(<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 光ディスク <input type="checkbox"/> 電子メール) <input type="checkbox"/> 郵送希望 ※電子メール希望の場合はメールアドレスを以下に記載 (メールアドレス: _____)		
担 当 部 課	名 称 _____ 電 話 _____ 内線() F A X _____		
受 付	受付番号 _____	受 付 日	年 月 日
備 考	受付印		

(注) 太線の枠内を記入してください。

第13号様式(第9条関係)

行政文書の公開の申出に係る回答書	
様	第 年 月 日 戸田市長 氏 名 印
年 月 日付けで公開申出のあった行政文書について、次のとおり(□公開する、 □一部を公開する、□公開しない、□その他に該当する)こととしましたので回答します。	
件名又は内容	
公開する行政文書の名称	
公開方法の区分	
公開日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
公開場所	場 所 戸田市役所3階情報公開コーナー(総務部行政管理課) 住 所 戸田市上戸田1丁目18番1号 電 話 内線()
担当部課	名 称 電 話 内線() F A X
費 用	円
	[内訳]
備 考	

- (注) 1 行政文書の公開を受けるときは、この回答書を担当者に提示してください。
- 2 行政文書の公開の当日都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、総務部行政管理課まで連絡してください。
- 3 行政文書の写し若しくはその複製の作成又はこれらの送付に要する費用は、実費となります。
- 4 一部を公開する又は公開しない場合であっても、戸田市情報公開条例第15条の2の規定による行政文書の任意公開制度のため審査請求は認められません。

第14号様式(第10条関係)

<p>情報公開決定等審査請求事案諮問書</p>	
<p>第 年 月 日 号</p>	
<p>戸田市情報公開・個人情報保護審査会会長 様</p>	
<p>戸田市長 氏 名 印</p>	
<p>年 月 日付けで行った公開決定等に対し、年 月 日付けで行政不服審査法第2条の規定による審査請求がありましたので、戸田市情報公開条例第17条第1項の規定により諮問します。</p>	
<p>諮 問 内 容</p>	
<p>担 当 部 課</p>	<p>名 称 電 話 F A X 内線()</p>

- (注) 添付書類
- 1 審査請求書の写し
 - 2 審査請求書の添付書類の写し
 - 3 情報公開請求書の写し
 - 4 情報部分公開決定通知書又は情報非公開等(非公開・存否不回答・不存在・その他)決定通知書の写し
 - 5 その他必要な書類

第15号様式(第10条関係)

第 号

年 月 日

諮問をした旨の通知書

様

戸田市長 氏名 印

年 月 日付けの戸田市長に対する審査請求について、下記のとおり戸田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、戸田市情報公開条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る情報公開請求の件名又は内容	
審査請求に係る情報公開決定等	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問 号
担当部課	名 称 電 話 F A X 内線()

(注)1 「審査請求に係る情報公開決定等」の欄については、情報公開決定等の日付・記号番号、情報公開決定等をした者、情報公開決定等の種類(部分公開決定、非公開決定等)を記載する。

2 「諮問日・諮問番号」の欄は、戸田市情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 3 号様式 (第 3 条関係)

第 4 号様式 (第 3 条関係)

第 5 号様式 (第 3 条関係)

第 6 号様式 (第 3 条関係)

第 7 号様式 (第 4 条関係)

第 8 号様式 (第 4 条関係)

第 9 号様式 (第 4 条関係)

第 10 号様式 (第 4 条関係)

第 11 号様式 (第 5 条関係)

第 12 号様式 (第 9 条関係)

第 13 号様式 (第 9 条関係)

第 14 号様式 (第 10 条関係)

第 15 号様式 (第 10 条関係)